

快適環境創造条例（仮称）についての意見・名称募集の結果

山口県議会では、山口県快適環境創造条例（仮称）骨子案及び条例名に関し、11月1日まで、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

現在、「政策立案等検討会」において条例化に向けて作業を進めておりますが、お寄せいただきましたご意見と、それに対する検討会としての考え方をここに公表します。

本県議会においては、議員提案による政策条例は3例目となる予定ですが、議員提案条例は、知事提案の条例と異なり、県民の皆様お一人お一人の声をもとにつくられる自治立法です。

今後とも県民の皆様からのご意見やそれぞれの専門分野の参考人の方をお招きし、また、議員自ら現地に足を運んで、ご意見を伺いながら、さらに多くの条例の制定を目指し、精力的に取り組んでまいります。

ご意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼を申し上げるとともに、今後とも、県議会の活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年11月19日

山口県快適環境創造条例(仮称)に関する政策立案等検討会

会 長 伊藤 博

副会長 加藤 寿彦

委 員 大西 倉雄、藤井 律子、藤生 通陽、秋野 哲範

石丸 典子、水野 純次、国井 益雄、佐々木明美

実施結果

1 条例骨子案に対する意見

- (1) ご意見の件数 3名 6件
- (2) ご意見の趣旨と検討会の考え方

	ご意見の趣旨	検討会の考え方
1	自分の周囲を見ても、海岸、河川などにごみが散乱しており、一人一人の意識啓発のための条例が必要ではないか。	<p>ご指摘のとおり、県民の皆様の意識を啓発できるような条例が必要であることは、検討会メンバー全員の一致した意見です。</p> <p>そこで、本条例では、美しく快適な山口県づくりのため、環境美化の推進に関し、県、事業者及び県民等の責務に加え、環境美化活動の連携協力体制づくり、活動促進期間の設定、学習の振興等を県の施策として明文化しています。</p> <p>さらに、これらの取組を通じ、美しく快適な山口県づくりに向け、県民が一体となって運動を展開していくという意識が盛り上がるよう、努めてまいります。</p>
2	地域の環境美化活動に企業などが社会貢献の一環として、もっと参加できるような仕組みを作ればいいのか。	<p>本条例では、事業者の責務として、事業者自らの活動を行うに当たり美観の保持等に努めるとともに、従業員に対する意識啓発に努めるほか、県や市町が行う環境美化施策に協力するよう定めています。</p> <p>ご提案のありました地域の環境美化活動への参加については、県と連携協力体制を築いていただいた上で、その活動に対し便宜供与やご支援をいただけるよう働きかけていく必要があると考えています。</p>

	ご意見の趣旨	検討会の考え方
3	<p>子供たちへの環境教育（学習）は、学校の学習でも行ったらいいのではないか。</p>	<p>美しく快適な山口県づくりのためには、私たち一人一人が環境の美化・保全の意識を持ち、行動することが求められることから、あらゆる機会を通じて環境の美化・保全に関する知識の普及を行うとともに、自発的な活動の実践につながるよう学習の振興及び広報活動の充実を進める必要があると考えます。</p> <p>ご提案のとおり、本検討会は環境学習こそが美しい県土づくりのかなめと考えています。地域や伝統、文化への理解を深める必要性を訴えている県教委の取組とも協働し、是非成就させてまいりたいと考えています。</p>
4	<p>環境学習の中に農業体験（田んぼづくり）などができる機会を作ることが必要ではないか。</p>	<p>美しく快適な山口県づくりのためには、私たち一人一人が環境の美化・保全の意識を持ち、行動することが求められることから、あらゆる機会を通じて環境の美化・保全に関する知識の普及を行うとともに、自発的な活動の実践につながるよう学習の振興及び広報活動の充実を進める必要があると考えます。</p> <p>本検討会は環境学習こそが美しい県土づくりのかなめと考えていますので、ご提案の体験学習も含めまして、地域や伝統、文化への理解を深める必要性を訴えている県教委と、環境学習のあり方について、十分協議、検討を行う必要があると考えています。</p>
5	<p>対象地域となる里山、湖沼、海岸、海洋、水源の地域だけでなく、大気汚染、悪臭、騒音などの空間対策についても規定したらいいのではないか。</p>	<p>本条例では、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境へと広がる環境を総合的に捉え、その保全を図るため、県、事業者及び県民等の責務や環境美化施策の取組方法などを定め、美しく快適な山口県づくりに向け県民が一体となって運動を展開していくという意識向上を目指していますが、本県の全国に誇るべき里山と海域にあえてターゲットを絞ることにより、県民のさらなる意識向上に資するものと考えています。</p> <p>なお、ご指摘の大気汚染、悪臭、騒音などの空間対策については、それぞれを規制の対象とした条例が既に制定されていますので、それぞれの条例において対応させていただくこととなります。</p>
6	<p>耕作放棄地や竹林の整備など環境保全活動に参加できる方法はないか。 あるのであれば、もっと広報してもらえないか。</p>	<p>本条例は、美しく快適な山口県づくりのため、特に環境美化の推進に関する施策について明文化しているところです。</p> <p>今後、本条例の目的達成のため、ご提案の環境保全に係る推進項目も含め、明文化なりさらなる施策展開について、検討してまいります。</p>

2 条例名に対する応募

- (1) 条例名の応募件数 7名13件
 (2) 応募された条例名

応募された条例名	
1	美しく快適な山口県づくり条例
2	快適環境県やまぐち創造条例
3	山口県にやさしい快適環境づくり条例
4	やまぐちふるさとづくり条例
5	美しく快適な山口県づくり条例
6	やまぐちの美しい里山・海づくり基本条例
7	やまぐち里山・海づくり基本条例
8	山口県里山・海づくり基本条例
9	快適環境県やまぐち推進条例
10	山口県快適環境自助条例
11	山口県快適県土づくり推進条例
12	山口県美しい県土づくり推進条例
13	やまぐちの美しい県土づくり推進条例

決定された条例名 「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」

県民の皆様からの御意見の中で多かった「美しい」という言葉や、この条例が目標に掲げる理念（精神）などを総合的に判断し、決定しました。

《政策立案等検討会の活動経過》

平成22年3月	第1回検討会	他法、他条例との関係、骨子案の検討、質疑
平成22年6月	第2回検討会	参考人意見聴取(海底清掃の取組状況)、質疑 山口県釣り団体協議会 山口県釣りインストラクター連絡機構
	第3回検討会	前文及び取組手法の検討、質疑
平成22年9月	第4回検討会	参考人意見聴取、質疑 河川及び港湾ごみの清掃活動の状況 NPO法人水環境地域ネットワーク 社団法人山口県周南清港会
	第5回検討会	参考人意見聴取、王司地区の干潟現地視察 NPO法人環境みらい下関 竹林ボランティア下関竹取物語 山口県漁業協同組合王司支店
	第6回検討会	参考人意見聴取、東後畑地区の棚田現地視察 NPO法人ゆや棚田景観保存会 長門市大浦西自治会ほか
平成22年10月	第7回検討会	条例骨子案の作成、意見募集内容の検討
	意見募集	パブリックコメント
平成22年11月	第8回検討会	意見募集の回答、条例名・条例案の確定